

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	廿日市市指定重要文化財「糸賀家文書」の紹介
Author(s)	水野, 椋太
Citation	内海文化研究紀要 , 52 : 21 - 46
Issue Date	2024-03-31
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/55219">10.15027/55219</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/55219">https://doi.org/10.15027/55219</a>
Right	Copyright (c) 2024 by Author
Relation	



# 廿日市市指定重要文化財「糸賀家文書」の紹介

水野 椋 太

## はじめに

本稿は、廿日市市指定重要文化財「糸賀家文書」(指定年月日二〇一六年三月一四日)、全二巻、及び附箱ほかを翻刻、紹介するものである。廿日市市指定重要文化財「糸賀家文書」は、戦国時代に厳島神主家配下の神領衆の一員であった糸賀氏の家文書である。文書内容自体は、「閔閔録」(巻一六九梨羽頼母家来・糸賀勘左衛門、刊本『萩藩閔閔録』)、「閔閔録遺漏」(梨羽頼母家来・糸賀勘左衛門家蔵、刊本『萩藩閔閔録遺漏』)に写しが収録されており、既知のものである。しかし、原文書と写しの内容を比較すると、誤写と思われる部分や原文書でしか分からない情報が多く含まれている。そこで、今回「糸賀家文書」の全体を翻刻し、紹介を行う。また、閔連文書も含め、考察を行い、「糸賀家文書」の構成と糸賀氏の動向についても言及することとしたい。

なお、本稿の記述において、「糸賀家文書」は、巻末の史料番号に基づき、「糸賀」○号のように示す。そのほかの史料典拠については、以下の通りに省略する。「厳島野坂文書」(『広島県史古代中世資料編Ⅱ』)Ⅱ「厳島野坂」○号、「野坂文書」(『広島県史古代中世資料編Ⅲ』)Ⅱ「野坂」○号、「大願寺文書」(『広島県史古代中世資料編Ⅲ』)Ⅱ「大願寺」○号、「芸備郡中士筋者書出」所収文書(佐伯郡廿日市庄屋治右衛門蔵)(『広島県史古代中世資料編Ⅴ』)Ⅱ「芸備郡中」○号、「国立国会図書館所蔵文書 桂文書」(『広島県史古代中世資料編Ⅴ』)Ⅱ「桂」○号。

## 一 「糸賀家文書」の伝来

はじめに述べたように、「糸賀家文書」は、「閔閔録」と「閔閔録遺漏」に写しが収録されている。「糸賀家文書」の附箱の貼紙には、「享保七壬寅年八月日」と記されており、享保五〇一年(一七二〇～一七二六)にかけて萩藩でおこなわれた「閔閔録」の編纂事業に際し、糸賀家に伝来した家文書をまとめたものと考えられる。また、「閔閔録」の編纂は、各家臣に家文書の写し(差出原本)を提出させ、それを筆写し、正本(浄書本)としてまとめている。このことに関連して、「御判物写」(「糸賀」附三号)は、差出原本の写しとみられる。奥書の部分には、享保七年九月十五日、糸賀平左衛門が写しを梨羽頼母へ提出したこと、さらに同日、梨羽頼母から「閔閔録」編纂事業の責任者である永田政純へ提出したことがわかる。

「糸賀家文書」は、全二巻に一九通の文書を含んでおり、天文一四年(一五四五)から元和八年(一六二二)に及ぶが、なかでも天文・弘治・永禄期の文書が中心である。なお、糸賀氏の文書としてはほかに、廿日市本陣役をつとめた山田氏に伝来した文書がある。これは糸賀平左衛門の二男が養子として山田氏を相続したと伝えられていることに関連する。この山田氏のもとに伝来した文書は、大永四・五年(一五二四・二五)の年号をもつ文書が確認できる。「大永之頃讃岐守繁信時二糸川平次郎と申もの養子ニ仕候」とあるように、大永年間に養子入りしたことで、これら大永四・五年の年号をもつ文書が伝来したと考えられる。以上から糸賀氏の家文書は、萩藩士の糸賀氏のもとに伝来した文書と、廿日市本陣役をつとめた山田氏のもとに伝来した

文書の二通りの伝来をみせている。このほかにも「野坂文書」や「大願寺文書」のなかに糸賀氏の動向がうかがえる文書が存在する。これらの文書をふまえつつ、次に戦国期の糸賀氏の動向についてみてみたい。

## 二 戦国期糸賀氏の動向

糸賀氏は厳島神主家に仕えた神領衆の一員である。永正五年（一五〇八）、大内義興に従い上洛した神主藤原親規は跡継ぎの無いまま亡くなった。永正一五年、京都より帰国した義興は、新たな神主を置かず大内氏が直接、神領の支配をおこなうこととした。これに反発したのが神主家一族の友田興藤であり、大永三年に出雲尼子氏と連携することで大内氏に反旗を翻し、自ら「神主」を称した。この興藤と大内氏との攻防に際して、糸賀氏の動向が史料上うかがえる。大永四年六月から七月にかけて麻原（浅原）における合戦や桜尾城の攻防での活躍を賞する興藤の感状が伝わる（「芸備郡中」五・六号）。この頃の模様を記した「房頭覚書」一五条に「桜尾城高名衆」として、「糸賀中務丞、舎弟平左衛門尉」が確認できる。

大永五年四月、糸賀平左衛門尉は、「廿日市浮口改」を興藤より命じられている（「芸備郡中」七号）。「浮口」は、「河口」とも呼ばれ、河川に関を設けて輸送物資・商品に課税することであり、戦国期には港（津・浦）においても、徴収するようになった。糸賀平左衛門尉は、廿日市の港での課税をし（「廿日市浮口」）、積荷などを調べ、税の収納をおこなう（「改」）役目を興藤に「愁訴」することで認めてもらった。これは、後述する糸賀氏の商人的性格が確認できる初見史料である。なお、興藤から糸賀平左衛門尉二男とされる糸賀平次郎に対し、毎年の馳走により「三島郷内平谷壱名」と「廿日市・平良郷内間下地壱町」を預けられていることも確認できる（「芸備郡中」八号）。天文一〇年正月、友田興藤は再び挙兵したものの、四月に切腹し、

厳島神主家は滅亡する。こののち、大内義隆は神領衆小方加賀守の娘を妻としている杉隆実を神主とし、翌年、隆実は「佐伯」に改姓し、名を「景教」と改めた。このとき、多くの神領衆は大内氏に帰順したため、所領を安堵されることとなった。

天文一四年四月、糸賀中務丞藤棟は「平良庄内廿日市洲賀後新堤之内」を、佐伯景教より与えられた（「糸賀」一四号）。「洲賀」は現在の廿日市市須賀であり、戦国期の廿日市の町並みの西の端辺りと考えられ、「後」（町並みの背後）から南側の海側に向かって、新たな堤を築き、その埋立地を糸賀藤棟に給与した。藤棟が「新堤」の造成に携わったことで、その埋立地を給与されたとみられる。なお、本文書からは、「閥閥録」において袖に「判」と記すのみで、誰のものかわからない花押が確認できる。これが佐伯景教の花押であることは、他の文書（「大願寺」三七号）に据えられている花押と同じことから明らかである。

天文二三年五月一二日、陶晴賢と断交した（「防芸引分」）毛利元就は、広島湾頭や廿日市・宮島を占領した。このとき、糸賀平左衛門尉は、毛利方として活動し、六月七日には、その恩賞として陶方の神領衆栗栖、羽仁、大野、坪井の各氏の給地、合計二〇貫（現在の佐伯区高井・寺地・坪井）と「廿日市居屋敷」、「有浦屋形かりや」を一箇所ずつ宛行われている（「糸賀」一五号）。この文書の差出部分を確認すると、本文、宛名、「隆元」の署名については、同筆（右筆によるもの）で、隆元の花押は本人の自署である。一方で、「元就」の署名と花押の墨色は、本文と比較すると異なっている。すなわち、元就の書判は当初、想定されていなかったものの、のちに元就自身が追記したと考えられる。元就の主體的な意思によるものか、糸賀平左衛門尉が元就の書判を要求したことによるものかは、判然としないものの、元就と糸賀氏の深い関係をうかがわせる文書である。

さらに本文書からは、糸賀平左衛門尉が廿日市に間口一三・五間の「居屋敷」を所有したことが判明する。「閥閥録」では、「口十三間之

中」となっているが、「糸賀家文書」を確認すると、「口十三問々中」と読める。「間中」すなわち半間のことである。これは、江戸時代の廿日市本陣の間口一三間に相当する広さである。

また、間口四間の「有浦屋形かりや（仮屋）」を宮島の有浦（現在の宮島商店街の位置する東町）に所有したことも確認できる。「かりや」は、商業活動のための店舗とみられ、糸賀氏は、廿日市と宮島に商業活動の拠点を有し、船で行き来していたと考えられる。廿日市と宮島の密接なつながりがうかがえる文書といえる。

廿日市と宮島に所有した「居屋敷」と「かりや」は、宛行われてまもなく、「廿日市・宮両所相違」のため、「宮内徳分」に移転することとなった（「糸賀」一七・一八号）。「宮内徳分」に移転することになった糸賀平左衛門尉は、「手作分」を「屋敷代所」として給与された。

この「宮内徳分」について、糸賀平左衛門尉は、「宮内徳分」の下地の打渡しや年貢収納などの活動をおこなっており（「大願寺」八二・八五号）、「宮内徳分」に権益をもともと有していた。

移転後、天正年間前半頃のものと思われる穂田元清書状（「糸賀」四号）をみると、棚守方から「宮内徳分」の「手作分」に関して愁訴がおこなわれている。但し、「兒玉三郎右衛門尉就忠被申伺之奉書明白」とあるように、兒玉就忠書状（「糸賀」一七・一八号）をふまえて、「彼（宮内）徳分」を糸賀平左衛門へ安堵するように元清が毛利氏奉行人に求めている。この件に関わる文書とみられる棚守房頭書状（「畿島野坂」一五七八・一五八〇号）では、「糸賀預り申宮内徳分」、「糸賀抱之徳分」の返還を毛利氏奉行人兒玉元良・元貫に述べている<sup>10</sup>。つまり、棚守氏は糸賀氏の「宮内徳分」への移転を認めていなかった可能性が考えられる<sup>11</sup>。

以上のことをふまえると、兒玉就忠外二名連署書状（「糸賀」一六号）で預けている給地は、「宮内徳分」内の土地と考えられ、棚守房頭の花押が据えられていない事実は、房頭の同意が得られなかったとみられる（「閩関録」では、「判」と記されており、花押が据えられて

いることになっている）。なお、兒玉就忠・平佐就之の元就奉行人が連署していることから、元就の意向が反映されているものと考えられる。

このほか、「糸賀家文書」には、石見国との関係が確認できる文書が含まれている。毛利隆元が、石見国津和野を本拠とする吉見広頼の病見舞いの使者として、糸賀平左衛門尉を遣わしている（「糸賀」三号）。広頼のもとには、隆元の長女が嫁いでいたが、見舞いの使者として糸賀氏を指名したのは、近世に津和野街道が整備されるように、廿日市から津和野への交通の便が良いことに加えて、吉見氏と糸賀氏が旧知の間柄にあったことが考えられる。

吉見氏のほかに、石見国益田を本拠とする益田氏とも親しい関係にあったことがうかがえる（「糸賀」八号）。益田藤兼が、糸賀弥七（惟秀）に対し、「遠国在陣」（北部九州の辺りであろうか）していたが、「留守之儀」が心配のため、よろしく頼むと依頼している。つまり、この時、弥七は益田に居たのであり、藤兼から直々に留守のことを依頼される間柄であった。

また、弘治二年（一五五六）八月、石見国に在陣する毛利軍に対し、隆元の意を直接伝えることを命じられている（「糸賀」七号）。これらの事例は、糸賀氏が日常的な商業活動（石見国の特産物である和紙など）を通じて、石見国の有力国人領主と深いつながりを持っていたと考えられる。

「糸賀家文書」からうかがえる戦国期の糸賀氏の動向は、以上にみてきたとおりである。このほか、天正年間とみられる十一月廿九日付け毛利輝元書状では、「中丸・新里・いとか」の三氏を桂元依の一所衆とすることを認めている（「桂」三三）<sup>12</sup>。桂元依は、父広繁とともに、桜尾城主穂田元清を補佐する立場にあった人物である。また、天正一七年（一五八九）一月、棚守氏が管理する御供田などの付立のない、「平良・宮内」の「七拾貫目 徳分」の部分に追記で「此内十七貫目糸嘉近年押領」とみえる（「野坂」一四八一号）。この付立

は、毛利氏の惣国検地（天正一五〜一八年）の実施に伴い、検地後の打渡しに備えて棚守氏の知行分を確定させるための作業として作成されたとみられる。ここから、この頃にもまだ糸賀氏と棚守氏の間で「徳分」をめぐる争いは続いていたものといえる。

その後の糸賀氏について、慶長五年（一六〇〇）の毛利氏の防長移封後、糸賀氏は長門国大津郡三隅村に居住したようで、のちに梨羽頼母に仕えた（「糸賀」附三号）。また、既に述べたように糸賀平左衛門尉二男の平次郎が養子入りしていた山田氏は、廿日市本陣役をつとめる。この廿日市本陣の場所は、糸賀氏の「居屋敷」と同じ場所であり、毛利氏の防長移封後に所有することになったと考えられる。

## おわりに

「糸賀家文書」からは、廿日市や宮島、そして石見国との関係が確認でき、現在の廿日市地域の歴史を考える上で、極めて重要な文書であるといえる。また、「閲閲録」に収録された写しで文書内容そのものは既知のものであるが、改めて原文書から得られる情報の多さにも気づかされる。今後、「糸賀家文書」の内容が広く周知されることを通じて、廿日市や宮島、石見国の歴史像が更に深まることを願って筆を擱くこととする。

### 【註】

1 糸賀氏に言及した研究としては、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」（同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八二年）、岸田裕之「中世後期の地方経済と都市」（同『大名領国の経済構造』岩波書店、二〇〇一年、初出一九八四年）、秋山伸隆「室町・戦国期における安芸・石見交通」（『史学研究』二一八号、一九九七年、本多博之「中近世移行期西国の物流」（『日本史研究』五八五号、二〇一一年）などがある。また、「糸賀家文

書」の内容については、秋山伸隆氏の講演レジュメ（『廿日市の歴史と糸賀家文書の価値―糸賀家が残した足跡を古文書から読み解く―』於…廿日市中央市民センター、二〇一六年一〇月一六日）に、詳細にまとめられており、本稿もその多くを参照した。

2 「閲閲録」の編纂については、広田暢久「長州藩編纂事業史（其の一）」（『山口県文書館研究紀要』九号、一九八二年）を参照。

3 「御判物写」から、現在伝来する「糸賀家文書」の全ての文書が書き写され、永田政純へ提出されたことが確認できるが、このうち三通は「閲閲録遺漏」に収録されている（「糸賀」一、五、六号）。これは、この三通がいずれも音信に関する内容であるために、「閲閲録」編纂の際、収録対象から外されたと考えられる。

4 『芸備郡中土筋者書出』所収文書（佐伯郡廿日市庄屋治右衛門蔵）（『広島県史古代中世資料編Ⅴ』）。

5 廿日市本陣役をつとめる山田氏は厳島神社治工として廿日市に居住したと伝えられており、中世には鋳物師として活動している。山田氏については、石田米孝「廿日市の鋳物師」（『廿日市町史通史編（下）』一九八八年）を参照。

6 本記述部分は、広島県立文書館所蔵の『芸備郡中土筋者書出』（「竹内家文書」）を確認した。

7 「房頭覚書」（『広島県史古代中世資料編Ⅲ』）。なお、糸賀平左衛門尉の実名は、「宣棟」とみえる（「大願寺」八二号）。

8 「浮口」、「河口」については、前掲註1秋山論文（一九八二年）を参照。9 兄である中務丞藤棟も「宮内徳分」に権益を有していた（「大願寺」八一号）。

10 関連文書として、児玉元貫が棚守房頭に宛てた書状も確認できる（「厳島野坂」一〇八七号）。

11 「宮内徳分」に関しては、「野坂文書」に残る坪付や検見帳などに糸賀氏の名が散見される（「野坂」五三一―一、一八六号、三八五号）。12 毛利氏の一所衆については、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事組織

「寄親・一所衆制を中心として」（同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八三年）を参照。

〔付記〕本稿の成稿に際しては、秋山伸隆氏のご助言・ご指導を賜った。記して厚く御礼申し上げる次第である。

また、本稿は令和五年度公益財団法人高梨学術奨励基金若手研究助成による研究成果の一部を含むものである。

（広島大学大学院文学研究科博士課程後期・宮島歴史民俗資料館研究員）

### 【凡例】

- 一、掲載は成巻されている順とし、成巻文書以外のものは、附として翻刻掲載した。
- 一、字体については、原則として常用漢字を用いたが、一部旧字を残したところもある。また、変体仮名は現行仮名に改めたが、江(え)、而(て)、者(は)、茂(も)など原形を残したところもある。
- 一、改行位置は原文書どおりとした。
- 一、料紙の様式は、縦紙以外の場合に示した。
- 一、法量は、単位cmで縦×横とした。なお、御判物箱については、縦×横×高さとしている。
- 一、翻刻文には、新たに読点(、)、及び並列点(・)を付した。
- 一、校訂註には「」、説明註には( )を用いた。
- 一、欠損部分などは□、判読できなかつた部分は◆で示した。
- 一、折紙の折り返しと堅冊の頁末は行末に『で示した。
- 一、文書に関して注意を要すること、及び『萩藩閥閥録』、『萩藩閥閥録遺漏』の収録番号については、翻刻の末尾に○を付して注記した。

〔第一巻〕(本紙：30.6cm×272.4cm)

1 毛利元就書状(切紙：15.4cm×34.9cm)  
為音信鯉式喉到

来祝着之至候、何

様以面可申候、猶平佐

源七郎可申候、謹言、

三月廿六日 元就(毛利)

糸賀平左衛門尉殿

○『萩藩閥閥録遺漏』68頁1号。

2 毛利元就書状(切紙：15.2cm×32.6cm)

為音信兩種到来

祝着候、其表永々

辛勞之至候、猶自

児玉小次郎所可申遣候、

謹言、

〔永祿七甲

四月朔日 元就(毛利)

糸賀平左衛門尉殿

○『萩藩閥閥録』1号

3 毛利隆元書状(28.6cm×36.9cm)

急度申遣候、吉見次郎方

養生之由候之間、為音信与

風先其方可遣之候、明日早々

可罷下事肝要候、猶從

兼重所可申聞候、謹言、

七月廿二日 隆元(毛利)

七月廿二日 隆元(花押3)

※  
〔(墨引)〕<sup>(孫持ウラ書)</sup> 糸賀平左衛門尉殿 隆元

○※の部分、付紙「大江ノ維秋と被仰出、維云字被下候也、御理」と有り。

○『萩藩閥閥録』2号。

4 穂田元清書状 (モト折紙カ：一紙目14.1cm×34.2cm、二紙目13.9cm×33.0cm)

就糸賀平左衛門尉  
作分之儀、<sup>(房題)</sup> 棚守方

被申子細候哉、

彼徳分之儀、児玉

三郎右衛門尉就忠被

申伺之奉書明

白候、能々被逐

御披露、無相違

被仰付候之様<sup>二</sup>

旁御裁判肝<sup>一</sup>

要候、迪茂平左衛門尉

可致言上之条、

可被尋聞召候、

恐々謹言、

治部大輔

九月六日元清 (花押4)

児玉市允殿<sup>(元貫)</sup>

栗屋内蔵丞殿<sup>(元徳)</sup>

児玉小次郎殿<sup>(元兼)</sup>

○『萩藩閥閥録』3号。

5 毛利元就書状 (23.2cm×38.3cm)  
從糸賀所両種到来候、

悦入候、此由具可申遣候、

謹言、

壬六月十六日 元就 (花押5)  
<sup>(永徳元年)</sup>  
<sup>(平佐統之)</sup>

〔(墨引)〕 源七郎殿 元就<sup>(孫持ウラ書)</sup>

○『萩藩閥閥録遺漏』68頁2号。

6 毛利隆元書状 (26.5cm×34.8cm)  
<sup>(隆徳元年)</sup>

〔(墨引)〕 兼重弥三郎殿 隆元

為音信糸賀所<sup>ル</sup>樽<sup>一</sup>、

一折送越候、祝着候、則

令賞翫候、此由能々相心得

可申遣候、謹言、

後六月十五日隆元 (花押6)  
<sup>(永徳元年)</sup>

○『萩藩閥閥録遺漏』67頁1号。

7 毛利隆元書状 (27.0cm×45.5cm)

此注文前儘調候て可帰候、

又佐波・銀山へも乍辛<sup>(孫巻) (石見國運摩郎)</sup>

勞可遣候間、可罷越事肝要候、

〔旨儀へ〕 刺賀・静間大工<sup>二</sup>ハ能々懇<sup>三</sup>可申聞<sup>(以下、行間) (同安濃郡) (同運摩郎)</sup>

事肝要候、

石州之國<sup>二</sup>在陳候衆へ<sup>(應)</sup>

為使可遣候間、早々可

罷上候、旨儀者尼子退<sup>(備久)</sup>

散之儀又ハ辛勞之通申

遣候、相心得可申候、謹言、

八月十二日 隆元 (花押7)  
<sup>(永徳元年)</sup>

〔墨引〕糸賀平左衛門尉殿 隆元  
○『萩藩閥閥録』4号。

8 益田藤兼書状 (折紙：28.0×47.3cm)

先日申候御返事到来候、  
永々其表御滞在御辛  
勞申茂疎候、乍去弥此  
表遠国在陣之儀候間、  
留守之儀無心二元存候、  
是非共御入魂憑申候、  
猶於自然之儀者留  
守之者共可申述候、恐々  
謹言、

益田

二月廿六日藤兼(花押8)』

糸賀弥七殿

御旅所

○『萩藩閥閥録』5号。

〔第二卷〕(本紙：32.6cm×41.9,8cm)

9 毛利隆元加冠状 (28.1cm×41.6cm)

加冠 維秀

弘治三年二月十八日隆元(花押9)

※

糸賀弥七殿

○※の部分、付紙「此内蔵助ハ弥七事也、五郎右衛門尉父、勘左衛門尉為ニハ祖父ナリ」と有り。

○『萩藩閥閥録』6号。

10 毛利輝元加冠状 (折紙：28.8cm×44.1cm)

加冠

天正十六

壬五月十五日

輝元(花押10)

糸賀久蔵殿

○『萩藩閥閥録』7号。

11 毛利宗瑞(輝元)加冠状 (折紙：28.8cm×49.2cm)

加冠

慶長拾五

正月七日

宗瑞(花押11)

糸賀善十郎とのへ

○『萩藩閥閥録』8号。

12 毛利宗瑞(輝元)受領書出 (折紙：32.7cm×50.6cm)

受領

淡路守

※

慶拾六

卯月十四日

宗瑞(花押12)

糸賀内蔵助とのへ

○※の部分、付紙「慶長十六、卯月十四日、九番」と有り。  
○『萩藩閥閥録』9号。

13 毛利宗瑞(輝元)任官一字書出 (33.0cm×51.0cm)

任

弥介

※

元和八年十二月三日 (黒印13)  
(毛利宗瑞・輝元)

糸賀清吉とのへ

○※の部分、付紙「元和八、十二月三日、拾番」と有り。

○『萩藩閥閥録』10号。

14 厳島社神主伯景教袖判奉行奉書 (28.0cm×39.0cm)

(佐伯景教)  
(花押14)

芸州佐西郡平良庄内廿日市  
洲賀後新堤之内事、任前々  
旨対糸河中務丞藤棟為御扶  
助被宛下訖、然者弥々馳走  
肝要之由、依 仰執達如  
件、

天文十四年乙卯月八日藤盛奉  
(藤盛)

糸河中務丞殿

○『萩藩閥閥録』11号。

15 毛利元就・同隆元連署宛行状 (28.3cm×44.0cm)

十老貫 文 高井之内栗橋新左衛門尉給  
羽仁将監給

五貫 文 寺地内 羽仁将監給

四貫 文 坪井之内大野左近大夫分  
坪井伊豆守分

一ヶ所 口十三間々中 廿日市居屋敷

一ヶ所 口四間 有浦屋形かりや

右前、為給地遣置候、全可

知行状如件、

天文廿三年六月九日

(毛利) 隆元 (花押15)  
(毛利) 元就 (花押16)

糸賀平左衛門尉殿  
(宣棟)

○『萩藩閥閥録』12号。

16 児玉就忠外二名連署書状 (27.0cm×32.0cm)

藤かいち

田四反步定米式石

楓手八反米四石

林田かへり田

田式反太米壹石五升

中垣内

田式反米八斗河本三反

道きり

田三反米壹石三斗

芝原 壹反太(五) 米七斗

以上 応昌卅目

時長三反小居廻

右前、無公役預ケ進之候、

※ 弘治四年三月十九日 就忠(花押17)  
児玉三郎右衛門尉  
棚守左近衛将監

房頭

糸賀平左衛門尉殿

就之(花押18)

○※の部分、付紙「弘治四、三月十九日、五番」と有り。

○『萩藩閥閥録』13号。

17 児玉就忠書状 (切紙：12.5cm×34.5cm)

其方屋敷廿日

市・宮兩所相違候

付而、宮内徳分正

被罷越候、田五  
段為屋敷分先

可被相抱候、可

申調候、恐々謹言、

〔（實筆） 児玉三郎右衛門尉  
弘治三<sup>四</sup>〕

十一月十日 就忠（花押19）

※

糸賀平左衛門尉殿

○◆の字、『萩藩閥閥録』には翻刻無し。

○※の部分、付紙「弘治三、十一月十日、四番」と有り。

○『萩藩閥閥録』14号。

18 児玉就忠書状（切紙：13.8cm×34.4cm）

其方屋敷廿日

市・宮兩所相違

付而宮内徳分江

被罷越候、手作分

為屋敷代所堅

可被相抱候、申

調候、恐々謹言、

〔（實筆） 弘治三<sup>四</sup>〕 児玉三郎右衛門尉

三月二日就忠（花押20）

糸賀平左衛門尉殿

○『萩藩閥閥録』では、「弘治〇」の部分に「永禄元付紙也」とする。

○『萩藩閥閥録』15号。

19 三井元信・蔵田元連連署書状（折紙：25.0cm×33.8cm）

以上

態申候、近年御檢

地以來別而御肝煎

之段具<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup> 聞召届、

米拾五石被遣候、弥

御馳走肝煎候、米

之儀者吉敷郡にて

請取可被申候、恐々

謹言、

〔（實筆） 慶長四年  
卯月廿日  
三井元信  
三但馬  
蔵田元連  
蔵与三兵（花押21）  
（花押22）〕

「存了」

〔（實筆） 西ノ

四月廿一日

前休閑（（前原元詮） 花押23）

林仁左（（元忠） 花押24）

糸賀五郎右衛門殿

まいる

○『萩藩閥閥録』16号。

附1 御判物箱（蓋：41.7cm×14.0cm×7.6cm、身：39.8cm×12.1cm

×7.6cm）

〔（蓋貼紙墨書） 享保七壬寅八月日 糸賀平左衛門尉〕

〔（蓋書） 御判物箱〕

〔（蓋貼紙墨書） 未孫平左衛門〇〇 〇〇郡〇〇村安富モト預リ〕

〔（身裏墨書） 享保七壬寅八月日

糸賀平左衛門尉〕

附2 御判物写（縦冊：25.3cm×18.5cm）

（1～19号文書の写。本文省略）

（奥書等）

〔以上十八通〕

糸賀平左衛門

後中務と申候、

平左衛門嫡子

糸賀弥七

後内蔵介と申、

又被任淡路守候、

弥七嫡子

糸賀久蔵

後五郎右衛門と申候、

久蔵嫡子

糸賀清吉

後勘左衛門名改候而

梨羽頼母助殿奉公

仕候、

清吉嫡子

糸賀勘左衛門

勘左衛門嫡子

享保七年九月十五日 糸賀平左衛門

右、拙者家来糸賀平左衛門先祖

御判物頂戴仕居候付、此度

写仕差出申候、已上、

同日

永田瀬兵衛殿

右通、写出来且那樣被差出候、

一同公儀差出申候事、

○9号文書の写、付紙「此弥七、後被任内蔵助ニ又被任淡路守ニ是

ハ糸賀五郎右衛門尉ニて父、勘左衛門ニハ祖父也」と有り。

○10号文書の写、付紙「此久蔵、後二ハ五郎右衛門尉ト云、則勘左

衛門尉父ナリ」と有り。

○11号文書の写、付紙「此善十郎ハ五郎右衛門尉惣領勘左衛門尉兄也」と有り。

○13号文書の写、付紙「輝元様御判物也、此清吉ハ勘左衛門事也」と有り。

附3 御書覚・御判物覚 (切紙：15.0cm×45.0cm)

御書覚

元就様

御書三通

糸賀平左衛門弥七被下、

隆元様

御書三通

同人被下、

元清様

御書壹通

児玉一允殿栗や内蔵殿児玉小二郎殿当ル、

益田藤兼・御状 壹通

糸賀弥七当ル、

以上物数八通

御判物覚

一、隆元様御判物壹通

糸賀弥七被下、

一、輝元様御判物四通

糸賀久蔵、同善十郎

被下、

糸賀内蔵助、同清吉

知行ノ御打渡

御打渡

一、藤盛奉御袖判壹通

糸賀中務丞当ル、

知行御打渡

一、元就様隆元様御判御打渡

尙通

糸賀平左衛門<sub>ニ</sub>

被下、

知行御打渡

一、老中々之御打渡尙通

同人<sub>ニ</sub>被下、

一、屋敷之儀<sub>ニ</sub>付兒玉三郎右衛門殿<sub>ハ</sub>奉書

式通

同人<sub>ニ</sub>被下、

一、米拝領之奉書尙通

糸賀五郎右衛門被下、

以上、物数拾尙通

附4 糸賀氏略系 (豎繼紙：28.4cm×107.2cm)

糸賀氏略系

元祖

糸賀平左衛門

後中務<sub>ト</sub>改名<sub>ス</sub>

在芸州而、從毛利元就<sub>ハ</sub>公有軍功、

嫡子弥七隆元公之懇命<sub>ヲ</sub>蒙<sub>リ</sub>、

元服被仰付、内藏之助<sub>ト</sub>改名、又

任淡路守、芸州御引越之後浪土<sub>ト</sub>

成<sub>ル</sub>、住<sub>下</sub>長州大津郡三隅縣鎖板

之<sub>上</sub>被<sub>ニ</sub>

糸賀淡路守 妻出所不知

嫡子久藏、後五郎右衛門<sub>ト</sub>改名<sub>ス</sub>

糸賀五郎右衛門 妻出所不知

嫡子清吉、後改名<sub>ニ</sub>勘左衛門<sub>ト</sub>

糸賀五郎右衛門 妻常樂寺女

(紙繼目)

嫡子平左衛門

此時 此地大夫梨羽頼母助殿

為宰邑、右五郎右衛門勘左衛門二代郷土<sub>ト</sub>

成<sub>テ</sub>、埤日尾一円<sub>ニ</sub>農業<sub>ヲ</sub>為<sub>テ</sub>渡世<sub>ス</sub>、

梨羽家之領地<sub>ト</sub>成<sub>テ</sub>、日尾埤皆被召上、

屋鋪付之地、并為知行米<sub>ト</sub>賜米八石、

為梨羽家之室老

糸賀平左衛門 妻

右三代埤<sub>ニ</sub>住<sub>ス</sub>、梨羽家<sub>ニ</sub>仕<sub>テ</sub>為室老<sub>ト</sub>、

萩府藩中<sub>ニ</sub>勤仕<sub>ス</sub>、有火災而邸中皆

燒燼<sub>ス</sub>、平左衛門蒙罪<sub>テ</sub>知行没修<sub>ス</sub>、

流浪之身<sub>ト</sub>為<sub>ル</sub>、嫡子無<sub>ク</sub>、在赤間関、

佐甲伝兵衛方<sub>ニ</sub>卒<sub>ス</sub>、行年四十八歳、

法名釋淨喜信士、妻ハ埤<sub>ニ</sub>居<sub>テ</sub>、

梨羽家之助力<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>歳<sub>ヲ</sub>終<sub>ル</sub>、後

山本又兵衛次男以勘平<sub>ヲ</sub>

糸賀家<sub>ヲ</sub>再興<sub>ス</sub>、梨羽家五代廣云君

之時也

中興之祖

糸賀勘平 妻岡本佐右衛門 女

嫡子五郎七、後栄助、又平左衛門<sub>ト</sub>改名、

女子、嫁伊藤右源太<sub>ニ</sub>、晚年糸賀之家<sub>ニ</sub>

帰<sub>テ</sub>卒<sub>ス</sub>

糸賀平左衛門 妻植田氏女

嫡子藤三郎、後利三<sub>ト</sub>改、又源次<sub>ト</sub>改、

又彦右衛門、後平左衛門

女子早世

二男五良七、富岡氏<sub>ヲ</sub>興<sub>ス</sub>、為<sub>上</sub>富岡氏

之祖<sub>ト</sub>

(紙繼目)

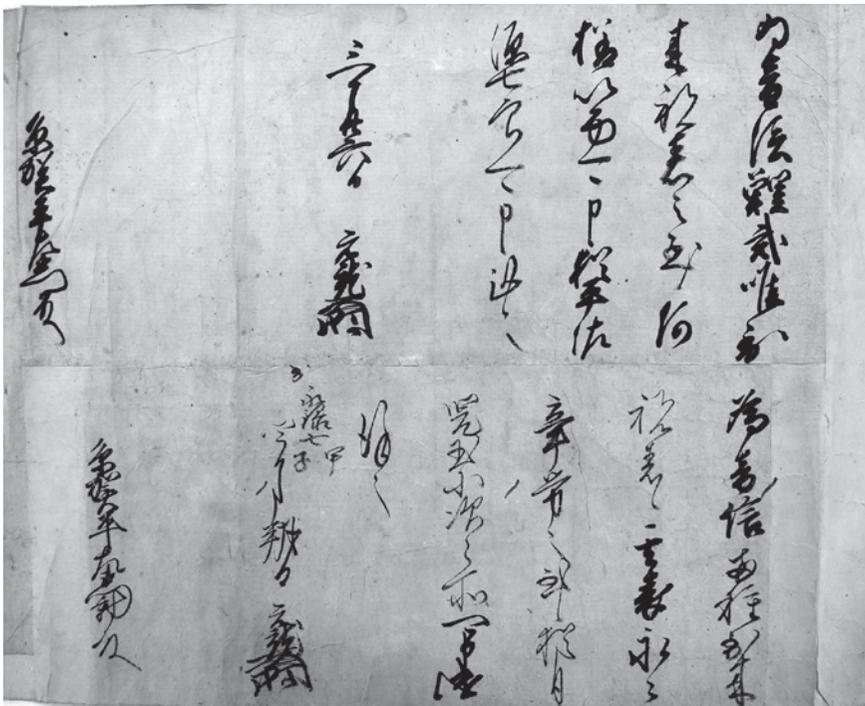
糸賀平左衛門 妻林氏女

嫡子五郎七、後改平左衛門

長男平七、明治九年鹿兒嶋<sup>ニ</sup>戰死

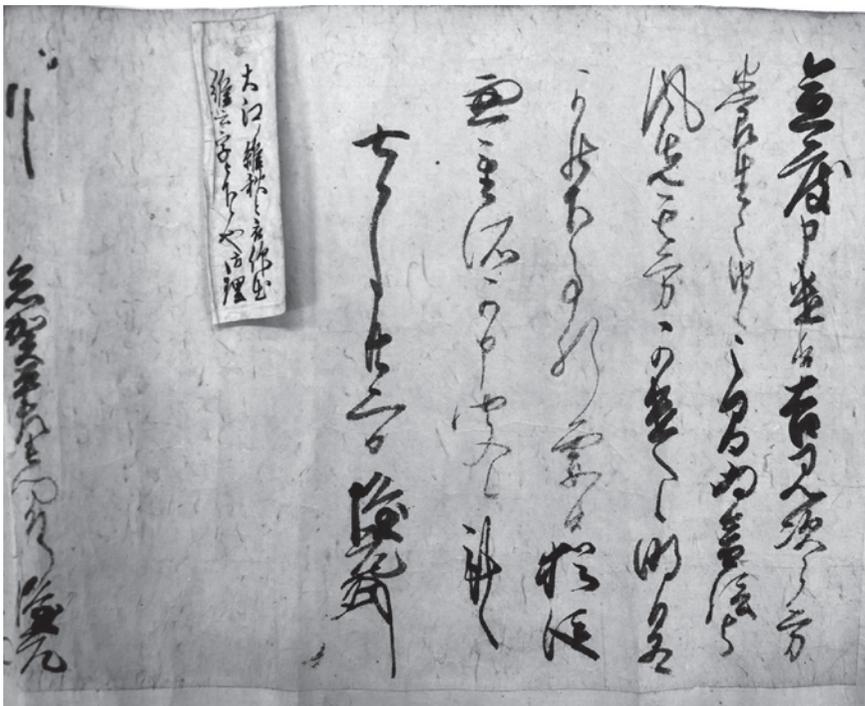
長女モト、大津郡三隅村士族

安富伝八<sup>ニ</sup>嫁<sup>ス</sup>

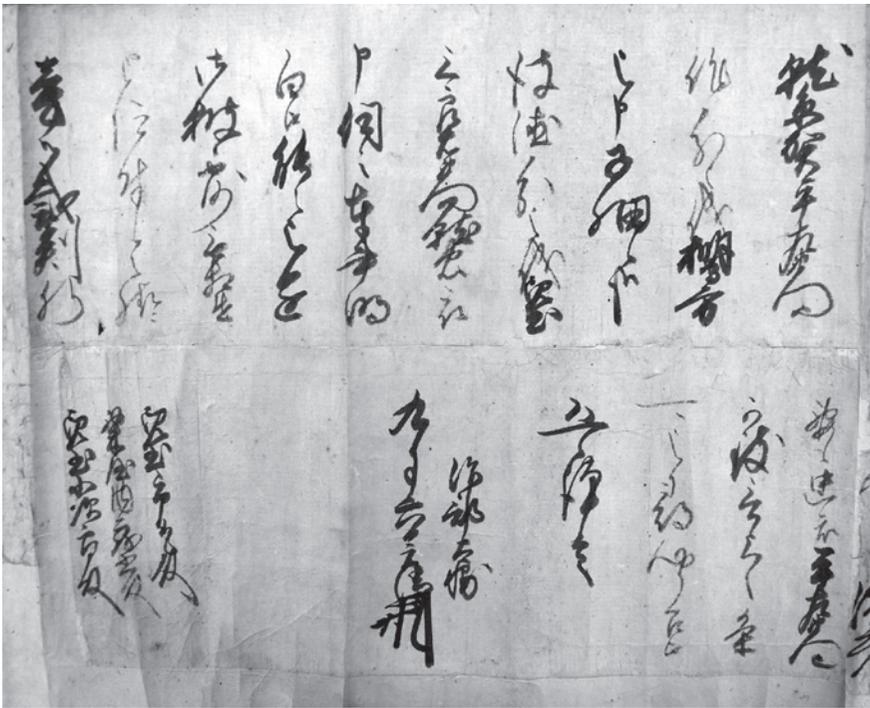


1号 毛利元就書状（上段）

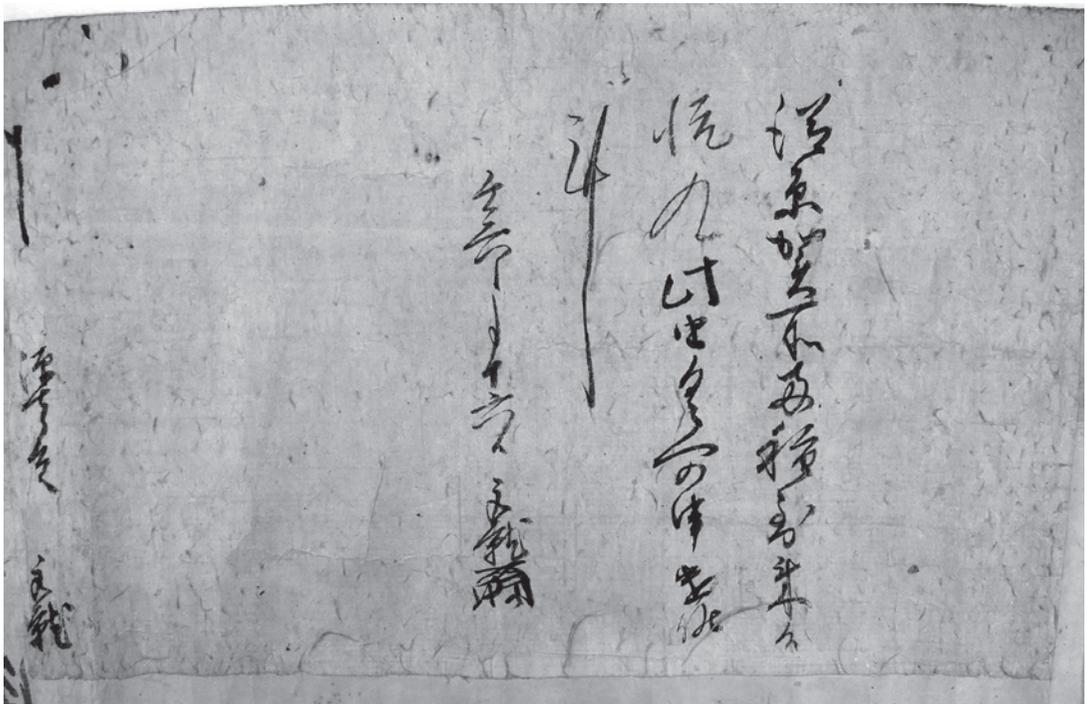
2号 毛利元就書状（下段）



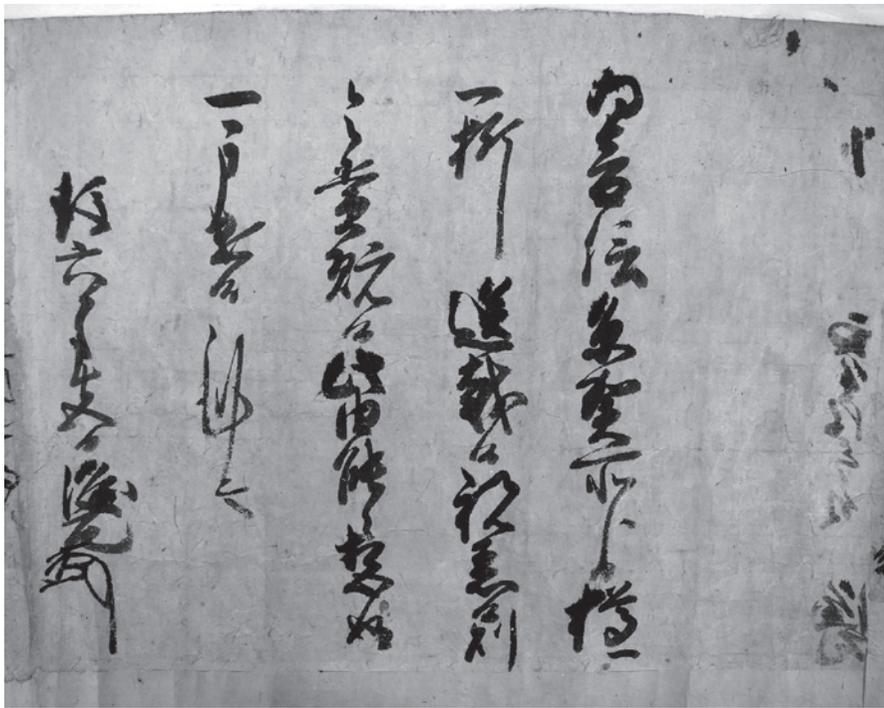
3号 毛利隆元書状



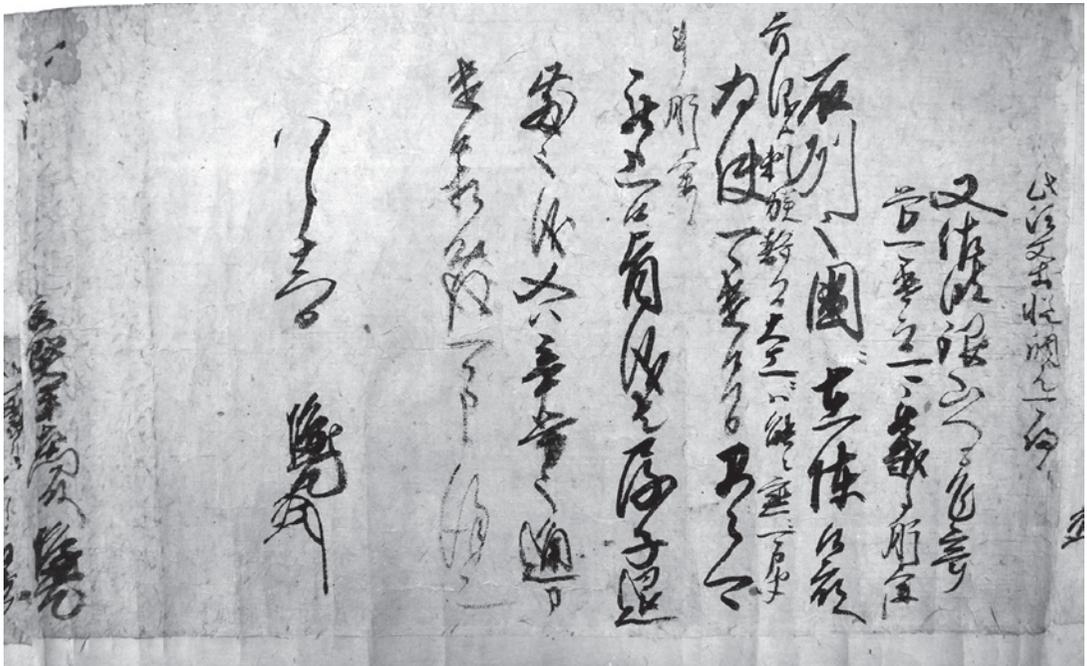
4号 穂田元清書状



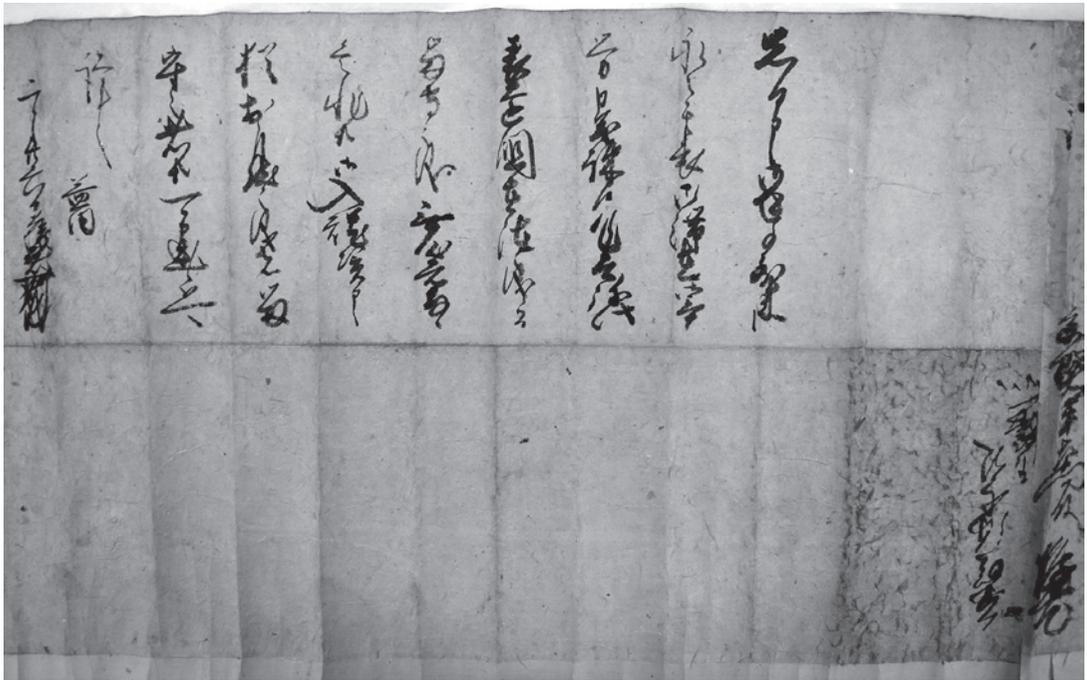
5号 毛利元就書状



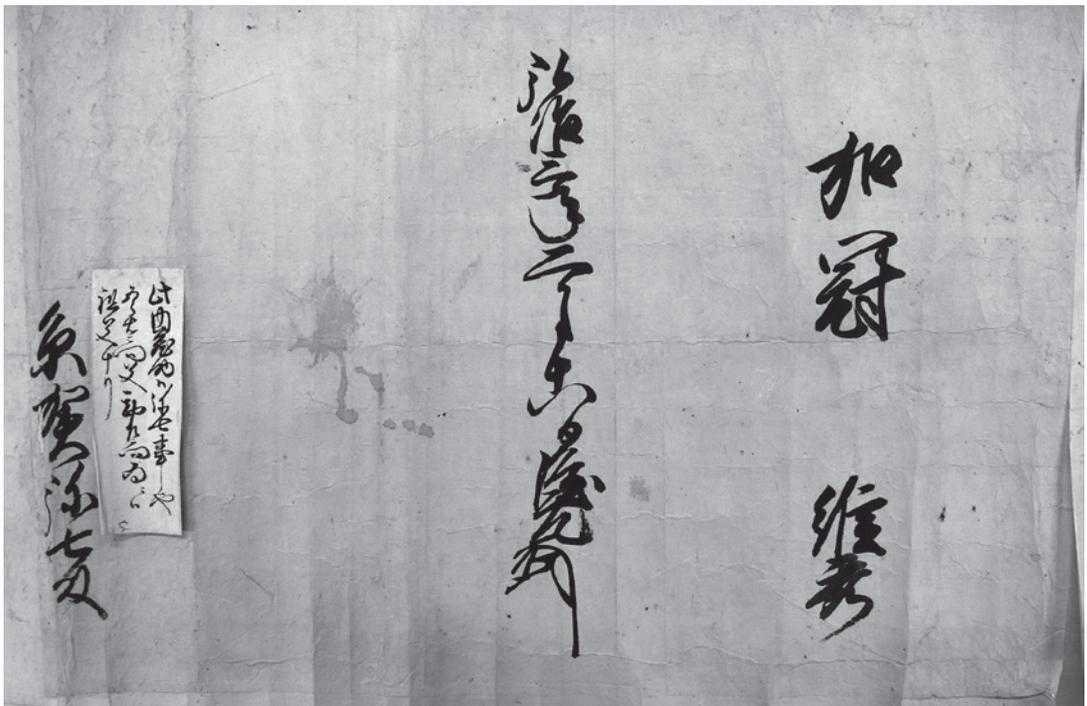
6号 毛利隆元書状



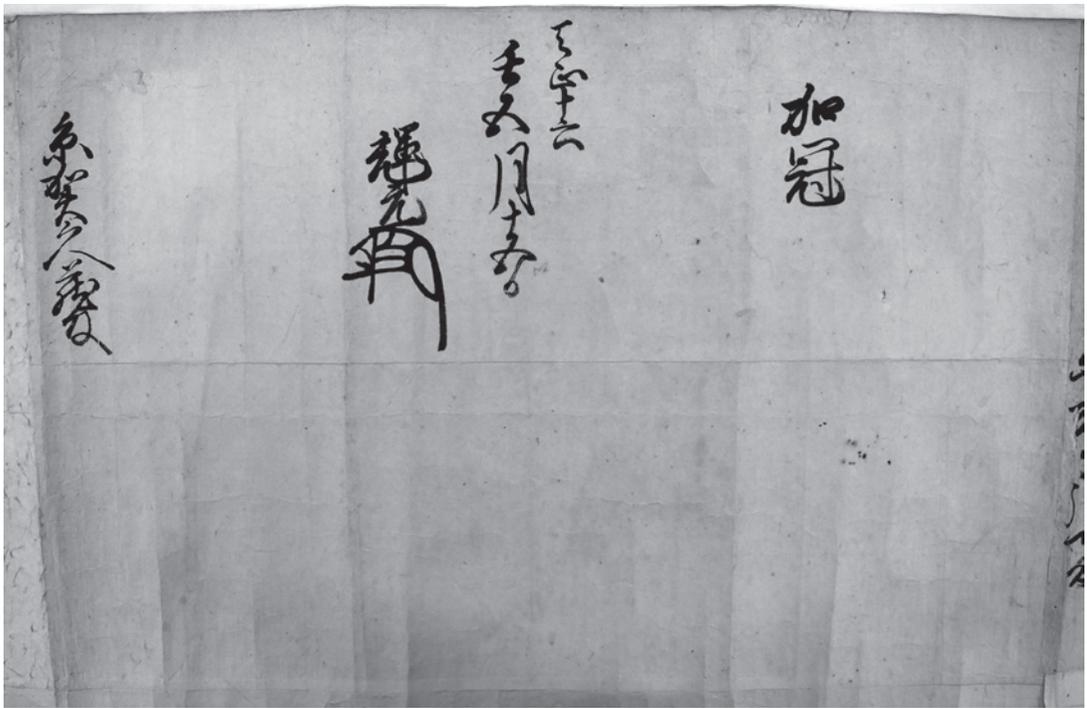
7号 毛利隆元書状



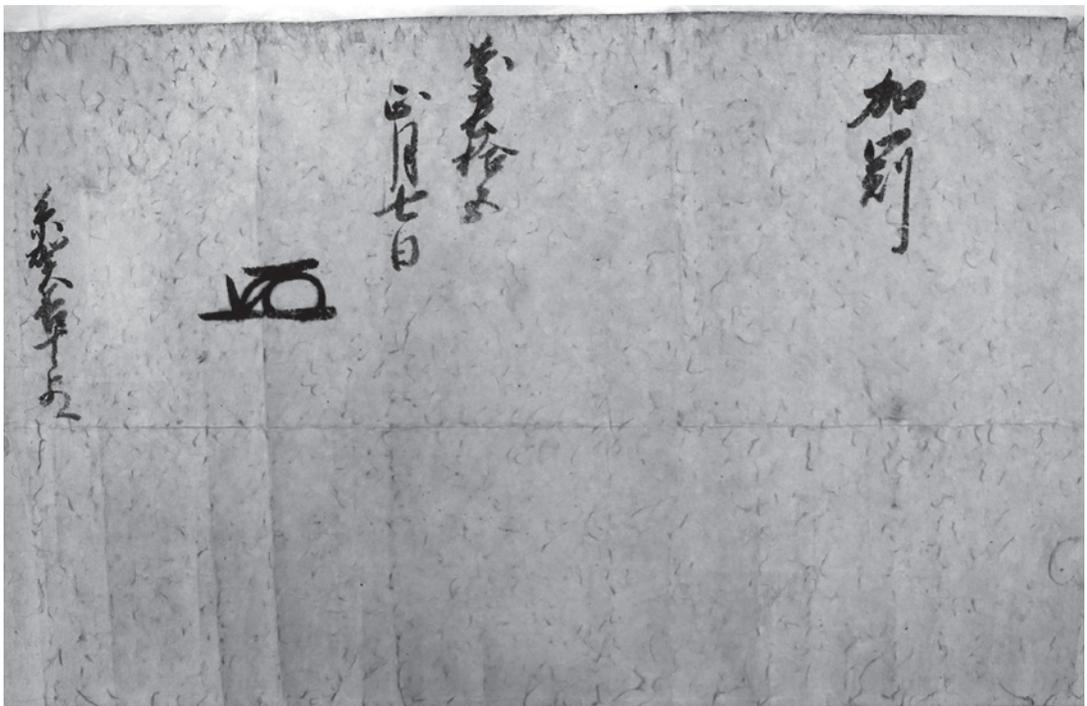
8号 益田藤兼書状



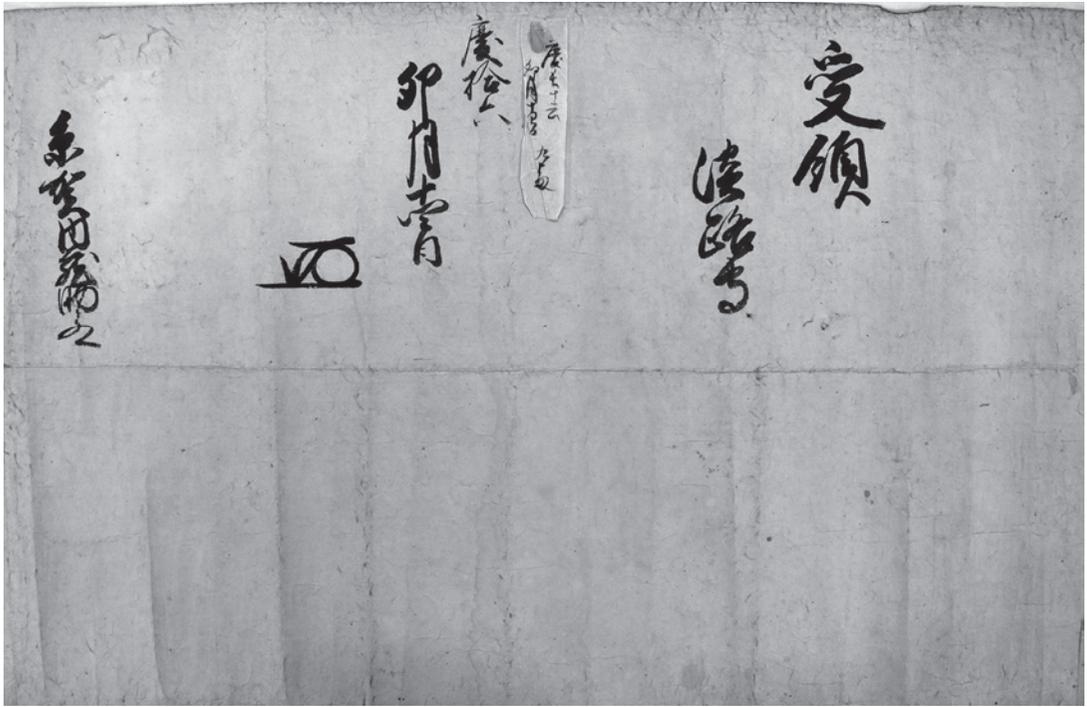
9号 毛利隆元加冠状



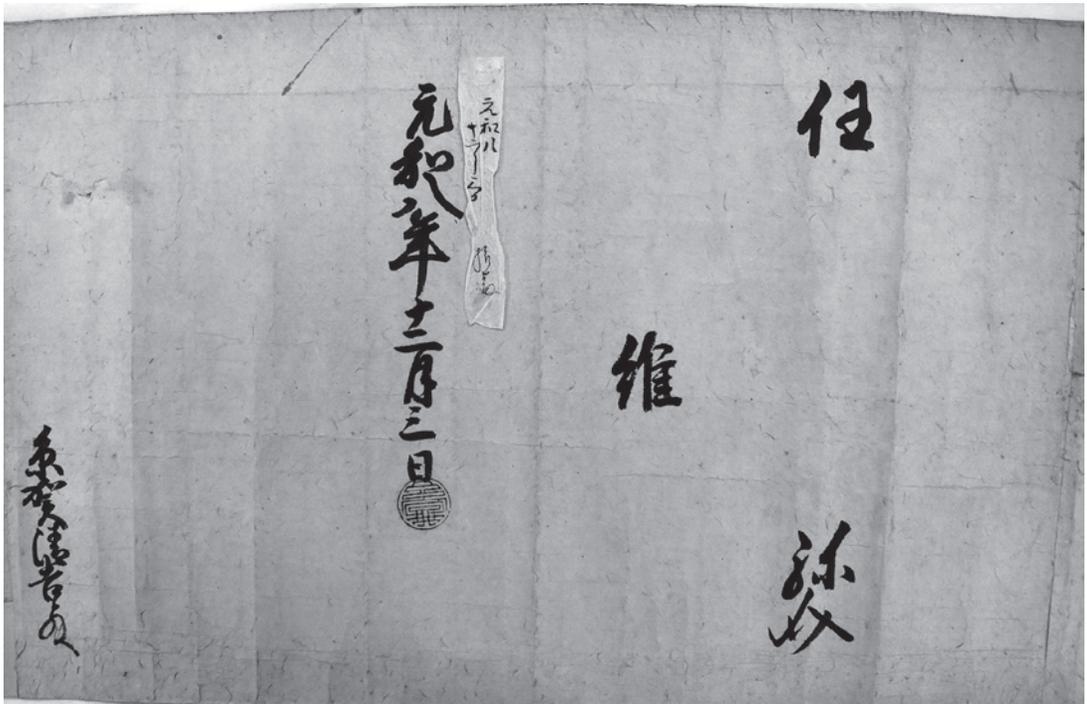
10号 毛利輝元加冠状



11号 毛利宗瑞（輝元）加冠状



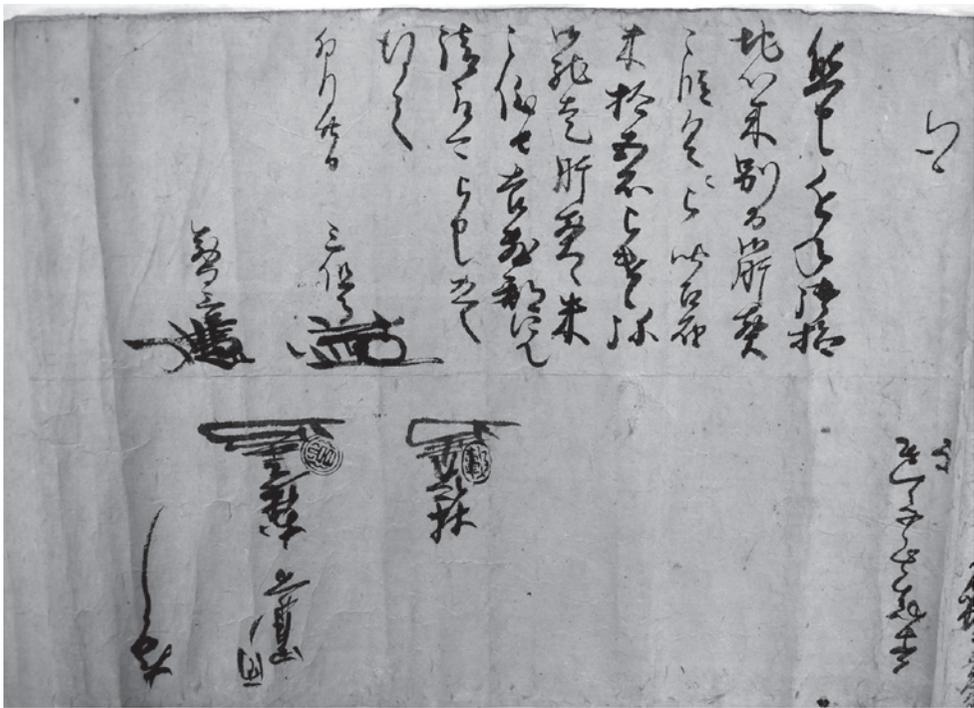
12号 毛利宗瑞（輝元）受領書出



13号 毛利宗瑞（輝元）任官一字書出







19号 三井元信・藏田元連連署書状



附1号 御判物箱（右：蓋、左：身裏）

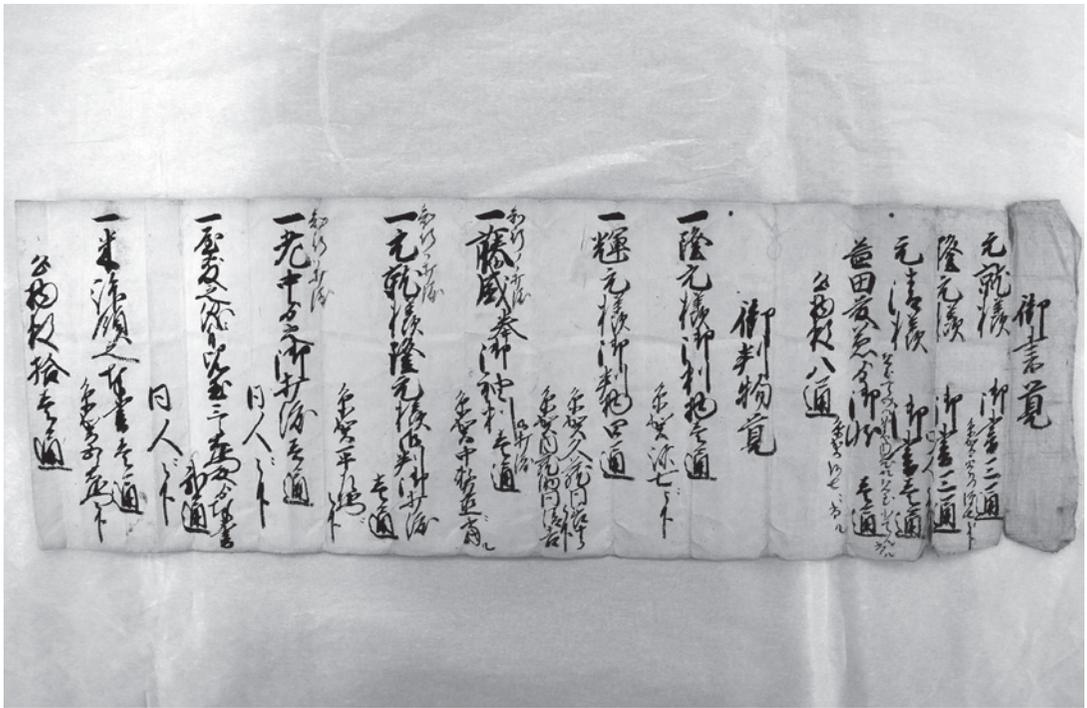
享保七年九月十日  
 後中務卿  
 右大臣  
 左大臣  
 右大臣  
 左大臣  
 右大臣  
 左大臣

第十八通  
 後中務卿  
 右大臣  
 左大臣  
 右大臣  
 左大臣  
 右大臣  
 左大臣

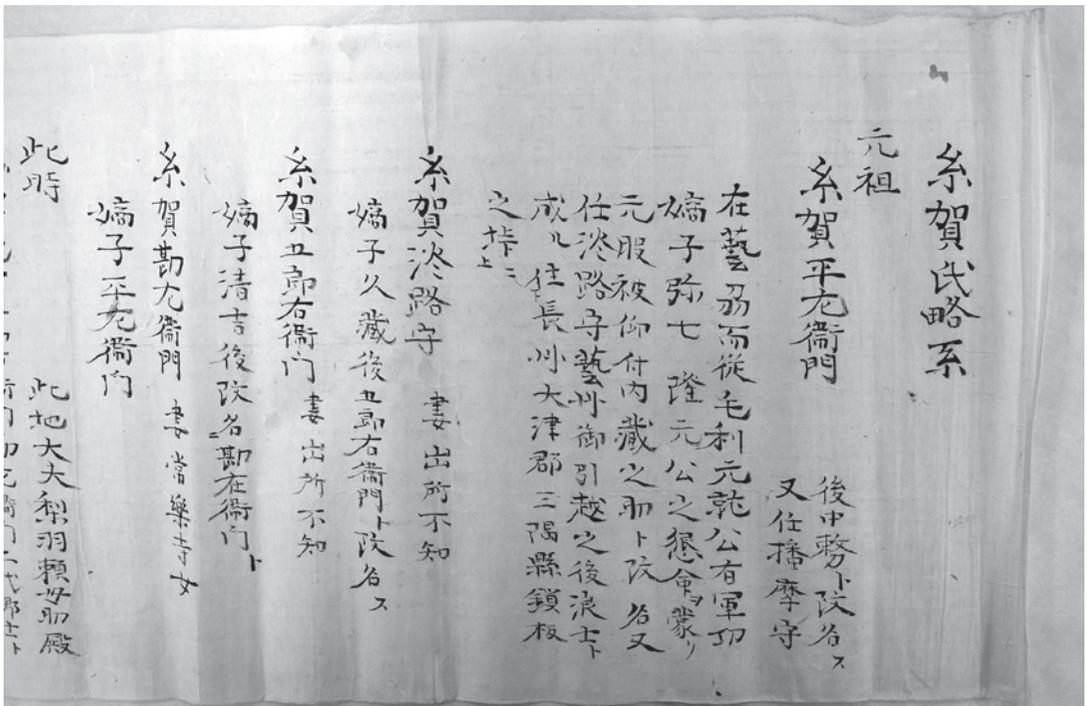
右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官

右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官  
 右通官

附 2 号 御判物写 (奥書等)



附3号 御書覚・御判物覚



附4号 系賀氏略系 (第一紙)

之持上

糸賀淡路守 妻出所不知

嫡子久藏後五郎右衛門改名ス

糸賀五郎右衛門 妻出所不知

嫡子清吉後改名勘在衛門

糸賀勘九衛門 妻常樂寺女

嫡子平九衛門

此時 此地大大梨羽頼母助殿  
為守守邑右五郎右衛門勘九衛門二代郷士  
成于埵日尾一圓 農業ヲ為テ渡世ス  
梨羽家之領地ト成テ日尾埵皆祓召上  
屋鋪付之地 元為知行米ト賜米八石  
為梨羽家之室也

糸賀平九衛門 妻

右三代埵住ス梨羽家住テ為室老ト  
秋府藩中勤仕ス有火災而邸中皆  
燒燼ス平九衛門蒙罪テ知行沒修ス  
流浪之身ト為ル嫡子安ク左赤馬関  
佐甲傳兵衛方ニ幸ス行年四十八歳  
法名釋淨喜信士 妻八埵ニ居テ

附4号 糸賀氏略系 (第二紙)

秋府藩中勤仕ス有火災而邸中皆  
燒燼ス平九衛門蒙罪テ知行沒修ス  
流浪之身ト為ル嫡子安ク左赤馬関  
佐甲傳兵衛方ニ幸ス行年四十八歳  
法名釋淨喜信士 妻八埵ニ居テ

梨羽家之助カヲ以テ歳ヲ終ル後  
山本又兵衛二男以勘平ヲ

糸賀家ヲ在興ス 梨羽家五代廣云居  
之持也

中興之祖  
糸賀勘平 妻同本佐右衛門女

嫡子五郎七後榮助又平九衛門ト改名  
女子 嫁伊藤右源太 晩年若原之家  
歸テ幸ス

糸賀平九衛門 妻植田氏女

嫡子藤三郎後利三ト改又源次ト改  
又彦右衛門後平九衛門

女子 早世

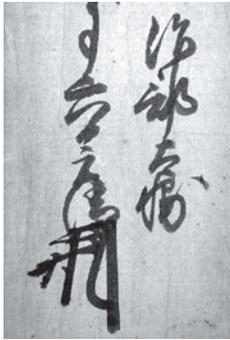
二男五郎七富國氏ヲ興ス為富國氏  
之祖ト

糸賀平九衛門 妻林氏女

嫡子五郎七後改平九衛門

長男平七 明治九年鹿嶋嶋戰死  
長女毛ト 大津郡三浦村士族  
安富傳八 嫁ス

附4号 糸賀氏略系 (第三紙)



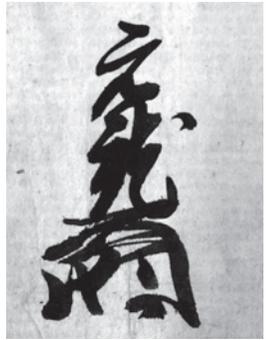
4. 穂田元清



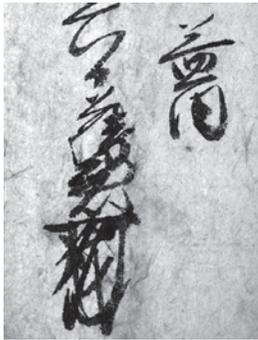
3. 毛利隆元



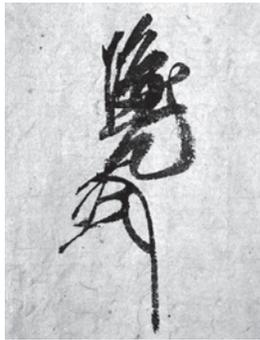
2. 毛利元就



1. 毛利元就



8. 益田藤兼



7. 毛利隆元



6. 毛利隆元



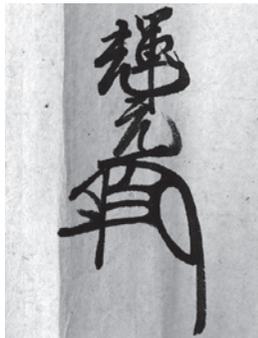
5. 毛利元就



12. 毛利宗瑞 (輝元)



11. 毛利宗瑞 (輝元)



10. 毛利輝元



9. 毛利隆元



16. 毛利元就



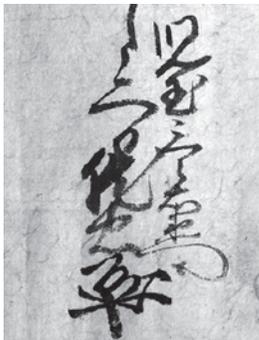
15. 毛利隆元



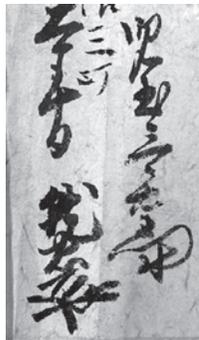
14. 佐伯景教



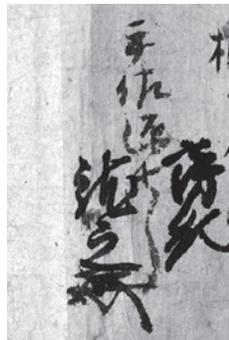
13. 毛利宗瑞 (輝元)



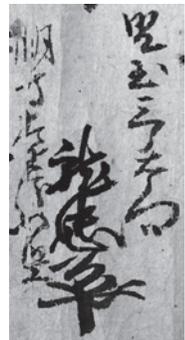
20. 児玉就忠



19. 児玉就忠



18. 平佐就之



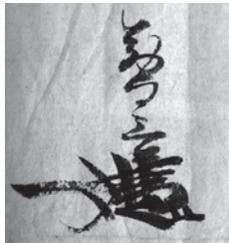
17. 児玉就忠



24. 林元忠



23. 前原元詮



22. 蔵田元連



21. 三井元信